

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」，「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務実績データの作成及び登録）

第5条 受注者は、委託料が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、業務契約時、途中変更時、業務完了時、データの訂正時毎に登録用の「業務実績データ」を作成し、登録機関（（一財）日本建設情報総合センター）が発行する「登録のための確認のお願い」を監督員に提出して内容の確認を受けた後、次の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

- （1）契約時は、業務契約後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- （2）途中変更時は、契約変更後10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- （3）完了時は、業務完了後10日以内
- （4）訂正時は、適宜とする。

2 実績登録完了後、登録機関が発行する「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出し登録内容の確認を受けなければならない。

3 途中変更時については、委託料、履行期間、管理技術者の変更があった場合に登録を行うものとする。

なお、変更登録に当たっては、全ての登録項目について変更登録時点のデータに変更する。

- 4 契約変更により、委託料が100万円以上となった場合は、その時点で業務内容を「業務契約時」又は「業務完了時」として登録するものとする。
- 5 契約変更により委託料が100万円未満となった場合は、その時点で登録を削除するものとする。
- 6 変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（履行報告）

第6条 受注者は、履行状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第7条 本業務の実施に際しては、別に定める「五明谷排水機場電気設備更新設計業務仕様書」を併せて適用する。

五明谷排水機場電気設備更新設計業務仕様書

1. 目的

本業務は令和元年度に策定された五明谷排水機場の機能保全計画に基づき、電気設備について更新設計を行うものである。また、コンクリート構造物（建屋、吐出水槽、吸水槽）においては、高所部及び水中部の目視点検を行う。

2. 業務内容

2.1 打合せ

本業務の業務打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

2.2 診断調査

五明谷排水機場に設置されている電気設備について詳細点検を実施し、機能診断を行う。照査点検によって得られた結果は、機能保全計画に反映するものとする。

2.3 近接目視

建屋の高所部及び吐出水槽・吸水槽の水中部において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観測等を含む）するとともに、スケッチを作成する。

2.4 再機能診断

診断調査及び近接目視の結果を踏まえ、再機能診断を行う。再機能診断により得られた結果は、機能保全計画に反映する。

2.5 電気設備更新設計

2.5.1 現地調査

施工計画のため、五明谷排水機場周辺の状況を把握する。

2.5.2 資料の検討

実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を立案する。

2.5.3 施工計画

工程計画、施工方法、既設撤去方法等を立案する。

2.5.4 特別仕様書

特別仕様書（工事数量表を含む）を作成する。

2.5.5 積算資料作成及び施工単価条件資料の作成

各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。

2.5.6 照査

照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書を作成する。

2.5.7 点検取りまとめ

各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。